

《論 説》

ティボー、あるいは法のコラール

堅 田 剛

I 法学と音楽のあいだ

法典論争のもう一方の主演アントン・フリードリッヒ・ユストゥス・ティボー (Anton Friedrich Justus Thibaut, 1772-1840) は、また当代きっての音楽愛好家であった。ハイデルベルクで彼が主宰した合唱協会は、その著『音楽の純粹性について』とともに、同時代の知識人たちの関心を大いに喚起したといわれる。「法学は我が事業、音楽室は我が神殿」とはティボーの言葉であるが、彼にとって音楽とはまさしく神を賛美するコラールにほかならなかった。

そうである以上、ティボーの法学、もしくは法典論争における彼の思想史的立場を探ろうとすると、〈法学〉と〈音楽〉の内的な関係に注目しないわけにはいかない。彼の音楽活動はハイデルベルク時代に本格化したのが、サヴィニーとの例の法典論争はいわばその合間になされたものなのだから。

素人とはいえティボーの音楽熱はかなりのもので、浩瀚なティボー論を著したライナー・ボライをはじめ、研究者の一致して証言するところによれば、こうした「音楽への愛」は少年時代にはもう相当の域に達していたという。

「彼は弦が欠けてもうほとんど音の出ない古ピアノを手に入れて、これで練習した。のちにもっと良い楽器で使えるようになってから、彼が美しい和音を奏でるのを聞いて人は驚いたものだ。音楽への愛を媒介したのは、毎土曜にハノーヴァーの街を行進する少年聖歌隊のコラールだった。ハノーヴァーにも折々のコンサートはあったが、ヘンデルのメサイアの演奏会のとき、

ティボーには入場券を買う金がなかったので、隣の家の雨樋を命がけでよじ登ってそこから聴いたこともあった。それは一生忘れることのない楽しい思い出であった。¹⁾

ハノーヴァーのラテン語学校からゲッティンゲン大学に進んだティボーは、そこでグスタフ・フーゴの講義を聴いた。さらにケーニヒスベルクでカントの講義を聴き、キールで教職に就いた。だがやがてイェナ大学に移ることになる。イェナではゲーテとシラーをはじめとする、いわゆるワイマール派の面々と懇意になった。サヴィニーとの交際もこの時代に始まっている²⁾。

またキール大学の後任は当時イェナにいたアンゼラム・フォイエルバッハであった。ティボー自身がフォイエルバッハを推薦して、具体的な招聘交渉までやっている。ティボーは間もなくイェナからハイデルベルクに移って、ようやくこの地に腰を落ち着けることになるが、このとき彼を推薦したのはサヴィニーである。

ティボーとサヴィニーとフェイエルバッハという、十九世紀のドイツ法学を代表する三人の関係については、いずれ詳しく紹介する。ここではハイデルベルクに破格の俸給をもって迎えられ、期待にたがうことなく「大学の星」となったティボーの、とくに音楽活動に焦点を当ててみたい³⁾。

ティボーがハイデルベルクにやって来たのは、1806年のことである。彼の音楽活動はその数年後に「合唱協会」(Singverein)に関わることで始まった。これは厳密には彼の創立したものではないが、実質的にはティボーの私的サークルにほかならなかった。彼は死ぬまでこのサークルの面倒をみていた。「あらゆる様式の古典的の歌曲のための訓練学校、ただしオペラを除く」という謳い

1) Eugen Wohlhaupter, *Dichterjuristen*, Bd. I, Tübingen, 19-53, S. 121. (以下単に Wohlhaupter と略記) Rainer Polley, Anton Friedrich Justus Thibaut (AD 1772-1840) in seiner Selbstzeugnissen und Briefen, Teil 1: Abhandlungen, Frankfurt am Main, Bern, 1982, S. 25. (以下 Polley, Teil 1)

2) H. Poppen, *Goethe und Heidelberg*. Heidelberg, 1949, S. 275 ff. vgl., Polley, Teil 1, S. 36.

3) Frank Niess, *Wein und Weisheit*, in: Karin Buselmeier (hrsg.), *Auch eine Geschichte der Universität Heidelberg*, 2. Aufl., Mannheim, 1986, S. 13.

文句のもと、この合唱協会は1810年に発足したといわれる⁴⁾。

合唱の集いは毎週木曜日の夕刻から、ティボー家の屋根裏部屋で開かれた。この家はハイデルベルク城の露台の真下にあつて、裏手の庭からこの露台までは美しい小道がつづいている。彼と親しかったゲーテはやがて好んでここを散策することになるはずだ⁵⁾。

あまり知られてはいないが、ハイデルベルクの選帝侯博物館には、「ティボー一家での合唱の夕べ」と題する水彩画が残されている。これは合唱協会に属していたヤーコプ・ゲッツェンベルガーの手になるものだ。わずかにヘンデルの絵だけが飾られたほの暗い部屋で、ピアノを前に大勢の男女が歌っている様子が描かれている。彼らの真ん中でピアノを弾いている紳士がティボーである⁶⁾。

彼の合唱協会が活動を開始したころ、ハイデルベルクに作曲家のウェーバーがやって来た。だがオペラ嫌いのティボーは、文学と音楽の直接の合体をめざすウェーバーとは一線を画していたようだ。ティボーがロマン派的な詩歌や民謡に関心を寄せるのはもう少しあとになる。

合唱協会の一員ではなかったが、青年時代のフェリックス・メンデルスゾーンも当時のティボーに会って、母親あてにこう書いている。

「この人は音楽をたいして知っているわけではありません。音楽についての歴史的知識もかなり狭いものです。彼はもっぱら本能によって振る舞っているだけです。音楽については僕のほうが理解しています。ところが僕は結

4) Polley, Teil 1, S. 48 ff.; Raimund Heuler, Anton Friedrich Justus Thibaut, in: Thibaut, Über Reinheit der Tonkunst, Neueste, den Text der ersten und zweiten Ausgabe enthaltende Aufl., Paderborn, 1907, S. XXV.

5) Richard Benz, Heidelberg, 2. Aufl., Sigmaringen, 1975, S. 345.; Polley, Teil 1, S. 48 ff.; K. Buselmeier, Von deutscher Art Heidelberger Germanistik bis 1945, in: dies., a. a. O., S. 51, 78.

6) Wilhelm Ehmann, Der Thibaut-Behaghel-Kreis, in: Archiv für Musikforschung, Bd. 3, 1938, S. 463.; Wohlhaupter, S. 128.; Günther Dickel, Die Heidelberger Juristische Fakultät, in: Ruperto-Carola Sonderband, 1961, S. 201. vgl., Polley, Teil 1, S. 49.; ders., Teil 3: Register zum Briefwechsel, S. 760. (以下 Polley, Teil 3)

局、彼から学ぶことになったのです。』⁷⁾

ティボーの音楽活動は、ジャン・パウルやヨゼフ・フォン・ゲレスといった作家、文学史家のゴットフリート・ゲルヴィーヌス、さらにはヘーゲルにまで少なからぬ刺激を与えた。彼らはみなハイデルベルクでのティボーの交際範囲に含まれていた。とりわけ彼が招聘に尽力したヘーゲルなどは、自宅での演奏を何度も頼むほど合唱協会に強い関心を示していた⁸⁾。

しかしながら、ティボーの音楽活動の量大の理解者は、ハイデルベルクの法学部学生であったロベルト・シューマンであるだろう。彼もまた合唱協会の中心的なメンバーであった。ティボーとシューマンの音楽的交流については次節で述べる。

合唱協会の指導と並行して、ティボーは当時としては最大規模の楽譜蒐集を試みている。これはヘンデルをはじめとして、バッハ、ベートーヴェン、ハイドゥン、モーツァルトなどにおよぶ膨大なものだ。彼はこれを、ドイツはもとよりヨーロッパ中に張り巡らされた交友の網を活用して、実に広範囲にかつ組織的に集めている。彼のために楽譜を寄贈したり仲介した人々のなかには、多くの外国人に混じってゲーテやニーブールの名もみられる⁹⁾。

次に挙げるのはプロイセン公使としてローマに滞在中の歴史学者ニーブールにあてた手紙だが、ティボーの楽譜に対する執着のほどを知ることができよう。

「十五年来、僕は休暇のすべてを荘厳な音楽、とりわけ古典派の音楽に捧げてきました。日に日に音楽への欲求が大きくなってきたのです。この何年

7) Heinrich Eduard Jacob, Felix Mendelssohn und seine Zeit, Frankfurt am Main, 1959, S. 112. アラン・ウォーカー『シューマン』横溝亮一訳、東京音楽社、1986年、p. 22.

8) Otto Pöggeler, Hegel und Heidelberg, in: Hegel-Studien, Bd. 6, 1971.; Ferdinand Walter, Aus einem Leben, Bonn, 1865, S. 94.; Ehmman, Musikalische Briefe A. F. J. Thibauts, in: Neue Heidelberger Jahrbücher 1939, S. 25, 38. vgl., Polley, Teil 1, S. 51 f.; Wohlhaupter, S. 128 f.

9) Polley, Teil 1, S. 50 f.; Teil 3, S. 606 ff.

かは、主に様々な民族の古い民謡に関心をもっています。そこにはどんな新しい芸術も創造しえない、無邪気さや活力や自由がみられるからです。ところで、これまでどうしても手に入れることのできなかつたものに、ミネソタ州とトルヴァドゥールの歌集があります。意外にもつい先日、僕はイギリス人のバスビーの音楽史のなかに、以下の記述を見出しました。すなわち、スウェーデンのクリスティーナ女王がこうした民謡を蒐集しており、その私家版がヴァティカンの文書館にあるというのです。そうであるならば君にぜひお願いしたいのですが、その私家版の正確な写譜をさせてもらいたいのです。もちろん、写譜者にはすべて新式の記譜法で書かせてください。¹⁰⁾

ティボーはこれにつづけて、グレゴリオ聖歌の写しも頼んでいる。ハイデルベルクにあって、彼はおよそこのような調子でおびたしい楽譜をかき集めたのである。手書きのものと若干の印刷したものからなるこれらの楽譜は、ティボーの死後ミュンヘンのバイエルン国立図書館に買い取られることになる¹¹⁾。

ティボーの音楽上の業績は、合唱サークルと楽譜蒐集に尽きるものではない。彼はみづから『音楽の純粋性について』を著して、「ドイツにおける美学的・歴史的な音楽研究の創始者」ともなった¹²⁾。これはいわゆる古典派の音楽を総括して、ロマン派への橋渡しを目指すという意味で、文字どおり画期的な研究であった。彼の提示した「純粋性」なる概念は、古典派の体系性志向を評価する恰好の基準となることだろう。

ところでティボーにとって、〈法学〉と〈音楽〉とはいかなる関係にあったのか。というのも、それらは互いに無縁なものにもみえるし、音楽は現実からの逃避の手段であったといえなくもないからだ。冒頭に掲げた「法学は我が事業、音楽室は我が神殿」という象徴的な言葉につづけて、彼は以下のように告白している。

10) ders., Teil 2: Briefwechsel, S. 436 f. (以下 Polley, Teil 2)

11) Ehmman, Musikalische Briefe, S. 12.; Roderich von Stünzing u. Ernst Landsberg, Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft, Abteilung 3 Halbband 2, Noten, 2. Neudruck, Aalen, 1978, S. 37. vgl., Wohlhaupter, S. 130 f.

12) Heuler, a. a. O., S. XXVI.

「音楽室ではマルチェロが手書きの歌詞を見せて教えてくれるし、ヘンデルが私に説教し、私はパレストリーナとともに神を敬う。私たちの宗教的言葉、私たちの関わる宗教とは、音楽のことである。夜の孤独な時間にこれらの友人たちとピアノの前に座るとき、誰かを恨むことなどできなくなる。¹³⁾」

ティボーの仕事たる〈法学〉は、彼の宗教としての〈音楽〉からは最も遠い位置にあったようだ。だがそのはざまに時代精神を求めてみると、二つの領域は意外に近接していることに気づくはずだ。すでに述べたように、ティボーのハイデルベルク時代は1806年に始まった。これは旧いドイツがイェナで英雄ナポレオンに大敗した年である。また合唱サークルが佳境に入った1814年こそは、法によるドイツ再建の可否をめぐる、ティボーとサヴィニーのあいだに法典論争が開始された年にほかならない。そのうえティボーのいたハイデルベルクは、ロマン主義運動の一大「聖都」であった。

おそらくティボーにあっては、純粹性の概念こそが時代精神を説明し、音楽と法学を結びつける鍵となるにちがいない。けれどもその考察に入るに先立って、青年シューマンとの人的関係に言及しておきたい。というのも、ティボーのハイデルベルク時代は、シューマンとの出会いによっていっそう輝きを増しているように思えるからだ。

II ティボーとシューマン

ティボーの主宰した合唱協会には、ハイデルベルク大学の学生も多く参加していた。たとえば「ティボー家ででの合唱の夕べ」を描いた画家のゲッツェンベルガーもその一人だが、そのほかにもティボーの伝記を書いた政治学者のエドゥアルト・バウムシュタルク、福音派の神学者で『音楽の純粹性について』の第三版を出したカール・ペール、といった人々を挙げることができる。しかしながら後世最も有名になったのは、なんとといってもロベルト・シューマンであ

13) ebd., S. XXXI.; Eduard Baumstark, A. F. J. Thibaut, Leipzig, 1841, S. 5. vgl., Wohlhaupter, S. 120, 132.; Polley, Teil 1, S. 99.

るだろう¹⁴⁾。

このロマン派の作曲家とティボーとの個人的な関係は、オイゲン・ヴォールハウプターの『詩人法律家』を除けば、ほとんどシューマン研究者にしか知られていない。ティボーとシューマンの人間的な関係について、ここではまずシューマン自身による感動的な証言を紹介しよう。彼にとってティボーはまことに神のような存在であった。

「ティボー先生は素晴らしい神のような人物です。先生のもとで僕はとても楽しい時間をすごしています。先生はヘンデルのオラトリオを自宅で歌わせ（毎週木曜に七十人もの歌い手が集まります）、感情豊かにピアノで伴奏します。そしてついには、美しい銀髪の下の美しい大きな目から二粒の大きな涙が溢れ出てきます。すると先生は陶然として、颯爽と僕のほうに歩みより手を押しつけるのですが、感動のあまり一言も語りません。そんなとき、僕のような取るに足らぬ者が、どうしてこの聖なる家において演奏を聴く名誉を与えられたのか、ときどき分からなくなるのです。先生の機知・聡明・感受性・純粋な芸術精神・愛嬌・非常な雄弁・万事における思慮深さがどれほどのものか、お母さんにはお分かりにならないでしょうね。¹⁵⁾」

この1880年2月24日付の母あての手紙にみられる一文、まったく例の水彩画そのままの情景ではないか。ピアノを弾くティボーの傍らで指揮棒を振っている青年は、あるいはシューマンその人かもしれない。それともひとりベンチに腰かけて、憂鬱そうに演奏を聴いている青年のほうがシューマンだろうか。

シューマンは母の希望もあり、いったんは音楽を捨てて法学を学ぼうとハイデルベルクにやって来た¹⁶⁾。この地を選んだのは、第一級のローマ法学者とし

14) Wohlhaupter, S. 120 ff.; Polley, Teil 1, S. 51.

15) Wohlhaupter, S. 152.; Clara Schumann (hrsg.), Jugendbriefe von Robert Schumann, 4. Aufl., Leipzig, 1910, S. 105. (以下 Jugendbriefe) Ehmann, Der Thibaut-Behaghel-kreis, S. 470.; Michael Buselmeier (hrsg.), Heidelberg-Lesebuch, Frankfurt am Main, 1986, S. 90.; Benz, a. a. O., S. 350. 他に、ウォーカー、前掲書, p. 21. 若林健吉『シューマン』新時代社, 1971年, p. 44 参照。

16) Jugendbriefe, S. 22 f.; Wohlhaupter, S. 143.

て著名なティボーがいたからだ。だが皮肉にも、この法学者は大の音楽好きで、合唱サークルの主宰者であるばかりか、『音楽の純粹性について』という著書までものにしていた。シューマンはハイデルベルクで学生生活を謳歌しようだが、それはティボー教授との運命的な出会いによるところが大きい。

「僕自身は愉快地にやっていますし、ときどき本当に幸福だと思います。僕は勤勉に規則正しく暮らしています。法学もティボー先生やミッターマイアー先生のもとでは素晴らしい味がします。そして今になって、法学という真の尊厳は人類のあらゆる神聖な利益を促進する、と感じているのです。それにああ！ ライプツィヒの教授は、まるで自動人形のように、正教授の地位へと通じるヤコブのはしごに登り、貧弱な精神と言葉でもって条文をねちねちと朗読していましたが、——ティボー先生は、彼より倍も年上なのに、生氣と精神に満ちて、その思想を表現するのに時間も言葉も足りないといったふうなのです。¹⁷⁾」

ここに引用したのは1829年7月17日付の母への手紙だが、まずは順調に学生生活を始めたことがうかがえる。法学に対する興味もライプツィヒ時代にくらべて深まったようだ。条文を読むだけの散文的な講義ではなく、みずからの思想を語ろうとするティボーの姿勢に、青年シューマンは早くも魅了されている。ちなみにミッターマイアーは、フォイエルバッハの秘書を務めたこともあり、のちにフランクフルト国民議会の有力な議員となった刑法学者である。

先の手紙にあった規則正しい生活とは、毎朝4時に起床、8時までパンデクテンの勉強、10時までピアノ、正午までティボーかミッターマイアーの講義、昼食のあとは友人を訪ねたり、街や郊外の散歩をする、といったものである。だが間もなく母の期待に反して、音楽の占める時間が多くなっていく¹⁸⁾。

ティボーはそれなりに法学と音楽の折り合いをつけていたが、若きシューマンにはそうした芸当は無理だった。シューマンはしだいに法学への情熱を失な

17) Jugendbriefe, S. 62.; Wohlhaupter, S. 149.; M. Buselmeier, a. a. O., S. 87 f.; Benz, a. a. O., S. 348 f. ウォーカー, 前掲書, p. 21. 若林, 前掲書, p. 40 f.
18) Jugendbriefe, S. 111, 114.; Wohlhaupter, S. 150.

い、ローマ法のノートにシューベルトのワルツを書き込んだりするようになる。「パンのための勉強」よりは「ファンタジー」としての音楽こそ天職と悟るのも、このハイデルベルク時代のことである¹⁹⁾。

シューマン自身の心境の変化にともなって、ティボーに対する評価もやや異なったものにならざるをえない。「ティボー先生は、僕を法学へと鼓舞してくれませんか」というような見当ちがいの愚痴は別として²⁰⁾、シューマンはティボーに代わる新しい師を求めて、次のような手紙を書いている。

「ティボー先生には異なった面もみられますが、それは私にも関わりのあることです。素晴らしい純粋で高貴な時間を私が彼のもとでどうぞすごしたか、そして、音楽についての彼の一面性と実にペダントティックな見解が、法学の無限の多面性において、またこの活気はあるが激しやすい圧倒的な精神において、いかに苦しんでいるか、とうていお分かりにならないことでしょう。²¹⁾」

これは1829年11月6日付で、フリードリヒ・ヴィークにあてて書かれている。ヴィークはライプツィヒの音楽教師で、娘のクララはすでにピアノの名手として天才少女の呼び声が高かった。シューマンはやがて彼女と結婚することになる。それはともかく、シューマンはここで、ティボーの一面性を批判しながら、同時に法学と音楽のはざまに悩む自分自身の姿を二重写しにしているのである。

音楽の指導者としてティボーを物足りなく思うのは、多分に無いものねだりの言い方ではあるけれど、それはシューマンが法学を捨てる決心をしたことにほかならない。彼は同じ手紙の少しあとに、「ティボー先生はヘンデルのオペラ集とともに顧みられなくなることでしょう」とも付け加えている。もはやシューマンの心はハイデルベルクから離れてしまっているのだ。

実をいえば、ハイデルベルクにおけるティボーとシューマンの交際は、1829

19) Jugendbriefe, S. 79, 92.; Wohlhaupter, S. 154 f.

20) Jugendbriefe, S. 115.; Wohlhaupter, S. 152.

21) Jugendbriefe, S. 80 f., 85.; Benz, a. a. O., S. 349.

年の五月から翌年九月までのわずか一年余の出来事にすぎない。だがこの時期は青年シューマンにとって、のちの人生を決定する重要な意味をもっていた。彼における「法学から音楽への転向」が、まさにこの時代になされているからである。この決意がシューマンの内面に根ざすものであったことはもちろんだが、これを唆したのは、あろうことか法学部教授のティボーであった。以下に挙げるのは、この転向を宣言した、1830年7月30日付のやはり母あての手紙である。

「僕のこれまでの人生は、詩と散文のあいだの、いうならば音楽と法学のあいだの、二十年にわたる闘いでした。僕には実利的生活においても、芸術におけると同様に、高邁な理想があったのです。この理想とは実的に活動することですが、同様に、大きな活動圏で格闘したいとの希望でもありました。——でもそのことは、とりわけザクセンにあっては、たいした後援者も財産ももたず、おまけに法律上の無心や一銭をめぐる争いについてそれなりの愛着をもたない、貴族身分でもない者にとっては、そもそも展望がないのです！ ライプツィヒでは僕は生活設計に無頓着で、無為に夢をみながらぶらぶらして、正しくないことばかりをやっていました。ここでは前より勉強しましたが、ライプツィヒでもハイデルベルクでも、ますます芸術に執着するようになりました。今や僕は人生の岐れ道に立って、どちらへ行こうかとおののいているのです。僕の才能にしたがうならば、芸術の道が示されるのですが、それが正しい道だと思うのです。……ティボー先生はずっと前、芸術に進むように勧めてくださいました。お母さんがティボー先生に手紙を書いてくれたら嬉しいのですが。先生も喜ぶでしょう。もっとも、運悪くティボー先生は先日ローマに発ってしまったので、多分ティボー先生とお話する機会はないでしょう。²²⁾」

こうしてティボーの留守をねらうかのように、シューマンはハイデルベルク

22) Jugendbriefe, S. 116 ff.; Wohlhaupter, S. 156, 120. 若林, 前掲書, p. 47 f. ウォーカー, 前掲書, p. 25. マルセル・ブリオン『シューマンとロマン主義の時代』喜多尾道冬他訳, 国際文化出版社, 1984年, p. 130 参照。

を去って、ヴィーク父娘のいるライプツィヒへと向かった。

詩と散文、〈音楽〉と〈法学〉のあいだで悩むシューマンの姿は、またティボー自身の人生とも重なるものであった。この点を捉えて、ティボーはシューマンにとってまさに反面教師であったとする説がある。たとえば、『シューマンとロマン主義の時代』を著したマルセル・ブリオンによれば、ティボーが法学を放棄しなかったのは賢い選択であったけれど、シューマンはその轍を踏もうとはせず音楽を選んだ、というのである。

「ティボーが、もはや『アマチュア』としてしか音楽に関わらないことによって犯した誤りをシューマンに打ち明けたとは思えないが、彼の態度から、シューマンほどの敏感で感じやすい人間には、そのことが読みとれたと確信される。彼の天職は、音楽の王道を進むように彼を招いていたのに、法学者として、大学生に『ユスティニアヌス法典』を注釈することに甘んじたために、かえって人生に失敗したのだということを、弟子はただちに見抜いたのであった。²³⁾」

もっともティボーの本領は、法学か音楽かの二者択一ではなく、いずれにも達人であったことにこそ認められるだろう。「私にとって当地の重要人物の一人に宮中顧問官ティボーがいます。彼はローマ法学においてはなおサヴィニーより偉大で、——力強く強情で見識があり——辛辣ではあるが——詩的にかつ機知をもって語り——木曜ごとの自宅での——合唱学校の設立者でもあります。²⁴⁾」シューマンも尊敬していたジャン・パウルフは、ハイデルベルクを訪れた際、ティボーの印象をこう書き残している。

シューマンほどに悩みぬかなかったとはいえ、それにしてもティボーの内面で法学と音楽がどう調和されていたかは、きわめて興味深い問題である。ヴォールハウプターも、シューマンは音楽と法学の矛盾を生きたが、ティボーは観

23) ブリオン、前掲書、p. 121 f.

24) Jean Paul, *Sämtliche Werke*, hrsg v. E. Berend, Abt. III, Bd. 7, Berlin, 1954, S. 125. vgl., Polley, Teil 1, S. 209.

念的な仕方においてはであるが両者の内的連関を示した、といっている²⁵⁾。

ティボーにおけるこの「内的連関」を探るためには、彼の音楽上の業績、とりわけ『音楽の純粋性について』に立ち入る必要があるだろう。そこで提示された〈純粋性〉の概念には、古典的なものとロマン的なもの、体系的なものとの、歴史的なものとの、ぎりぎりの緊張関係が凝縮されているように思えるからである。

Ⅲ 音楽の純粋性・法学の純粋性

ティボーの『音楽の純粋性について』(Über Reinheit der Tonkunst)は、まず1825年に匿名で出版された。次いで翌年には若干の増補をおこなったうえ、あらためて著者の名を付して版を重ねている。この本は「アマチュア」の手になるということもあって、良くも悪くも公刊直後から大きな話題をまいたという²⁶⁾。

当然ながらシューマンもこの書から大きな影響を受けた。とくにその「詩的芸術としての音楽」という提唱は、彼が音楽家としての道を選択する際の決定的な指針になったといわれる²⁷⁾。シューマンの音楽評論活動にも、それは影を落としている。彼は1843年に『音楽新報』誌を創刊して、これに執筆した論文をのちに『音楽と音楽家』としてまとめるのだが、この中でティボーとその著書に言及して次のようにいっている。

「カルクブレナーの四声・片手のフーガといえば、『音楽の純粋性について』という本を書いた、敬愛するティボーの名が思い浮かぶ。彼はあるとき私にこう語った。ロンドンでクレイマーが演奏したコンサートでのこと、音楽通のある上流婦人がまるでイギリス的な調べに爪先立ち、この名人の手を

25) Wohlhaupter, S. 120.

26) Heuler, a. a. O., S. XXXV.; Wohlhaupter S. 133. vgl., Jacob, a. a. O., S. 109 f.

27) ハンス＝ヨーゼフ・オルタイル編『ロベルト・シューマンとクララ・シューマン——愛の手紙』喜多尾道冬他訳、国際文化出版社、1986年、p. 318.

まじまじと見つめた。当然これが隣りや後ろの婦人たちにも伝わって、すぐに会場全体が同じようにしはじめた。しまいにはティボーの耳に陶然とした声が聞こえてきた。『神様！ なんとというトリルなんでしょう！ それも四度も五度も——両手で同時にですわ！』聴衆（この場合ティボーを除く）は小声で囁きつづけた。『神様！ なんとというトリルなんでしょう！ それも……²⁸⁾』

「ティボーの『音楽の純粋性について』は、音楽についての美しい本だ。大きくなったら何度も読みなさい。²⁹⁾」

このような「アフォリズム」や「座右銘」の形においてではあるが、シューマンはのちのちまでティボーの人柄を懐かしがり、またその著書を高く評価した。というのもこの本こそは、音楽美学ないし音楽史学の領域を開拓し、いわゆる古典派の様式をはじめて学問的に提示したものであったからだ。

このまことに画期的な著書『音楽の純粋性について』は、増補版によるならば、序文につづいて以下の十章から構成されている。

- I. 聖歌について
- II. 聖歌以外の教会音楽について
- III. 民謡について
- IV. 模範による陶冶について
- V. 効果について
- VI. 楽器の扱いについて
- VII. 巨匠の作品の詳細な比較について
- VIII. 多面性について
- IX. 歌詞の退廃について

28) Robert Schumann, Gesammelte Schriften über Musik und Musiker, Reclam, Bd. 1, 1888, S. 147.; Wohlhaupter, S. 152.

29) ebd., Bd. 3, 1889, S. 171. シューマン『音楽と音楽家』吉田秀和訳、岩波文庫、1958年、p. 199. vgl., Wohlhaupter, S. 152.; Polley, Teil 1, S. 95.

X. 合唱協会について

こうした構成から、ティボーの音楽的関心の対象を探ることができる。それはなによりもコラールを中心とする教会音楽においてみられる。ティボーにとって理想的な音楽とは、グレゴリオ聖歌やルター派の賛美歌、そしてヘンデルとバッハに代表される教会音楽であった。とりわけ彼が最も評価するのは、ヘンデルを除けば、パレストリーナである。この十六世紀のイタリアの典礼音楽家を、ティボーは「教会様式における巨匠中の最も著名な人物」と称えている³⁰⁾。

様式といえば、ティボーは音楽の歴史を概観して、教会様式・オラトリオ様式・オペラ様式の三つにまとめた。すなわち、「教会様式」とはもっぱら敬虔さに捧げられるものであり、その典型はパレストリーナである。また「オラトリオ様式」は人間的な偉大さや真面目さを受容し、ヘンデルとバッハによって代表される。さらに「オペラ様式」は感情や情熱を現代化するもので、ハイドンやモーツァルトがその代表とされる³¹⁾。

このような様式の変遷は、音楽の視点が神から人間へ、しかも人間の理性から感性へと移ってきたことを意味する。音と言葉が一体となって神を賛美することを旨とする音楽観からすれば、音楽の世俗化はその墮落にほかならない。ティボーはこの風潮に抗して純粋な音楽の復権を説き、それをパレストリーナからヘンデルにいたる「古典的なもの」(das Klassische)に求めるのである。

こうしてティボーの純粋性概念は、彼のいう古典派の様式、換言すれば教会様式とオラトリオ様式に結びつけられる。このような古典派の捉え方は今日のそれとは少しちがうし、当時であっても多くの批判を受けねばならなかった。だがここではそれは問わない。より重要な問題は、ティボーが古典派的形式性との連関で〈純粋性〉概念を考えている点であるからだ。

30) Thibaut, a. a. O., S. 10. 海老沢敏『音楽の思想』音楽之友社, 1972年, p. 146 参照。ヘルダーによるパレストリーナ評につき, J. G. v. Herder, Vom Geist der Ebräischen Poesie, 2. Theil, Suphan-Werkausgabe, Bd. 12, 1880, S. 253. vgl., Polley, Teil 1, S. 115.

31) Thibaut, a. a. O., S. 23 ff. 海老沢, 前掲書, p. 148 参照。

また合唱協会の一員で、『音楽の純粋性について』の第三版を出したベールは、この概念につき前書きで次のように記している。

「この『純粋性』ということによって彼が考えていたのは、もとより技術的な純粋性、つまり曲 (Tonsatz) や演奏の純粋性ではなく、音 (Tonkunst) の純粋性であった。彼にとってそれはまったく異なった高次の純粋性であったが、私としてはこれを倫理的な純粋性といたい。彼の著作はまったく正当にも、音楽の領野での倫理的偉業と呼ばれるだろう。³²⁾」

なるほどティボーの純粋性概念はきわめて多義的に用いられている。けれどもそこにある種の傾向を見出すことは、さほど困難なことではない。たとえばエーマンは、〈純粋性〉を多様な色を分光するプリズムになぞらえながら、それを、排他的な分離性・様式の選別性・楽節の厳格性・演奏の無瑕疵性・自然性・倫理性、などに集約している³³⁾。ティボーはおよそこういったものを、古典派の形式的な純粋性と考えたのである。

だとすればそれは音楽史だけについて語られるべきものではない。形式を重視する古典派の方法は、美術はもちろん、哲学においても文学においてもみられるし、それはまた法学においても見出されるだろう。実際ティボーにおける音楽と法学の調和について、ポライはエーマンに触れつつ以下のような指摘をおこなっている。

「ティボーの精神的立場は、音楽美学的ないし音楽史的観点において研究されており、はたしてティボーの法学的見解がそれと調和するのか、という問題も提起されている。音楽美学的観点——ティボーの著作で頻繁にくりかえされる『純粋性』の概念が論じられる——からみて、エーマンはティボーのことを、カントとシラーの影響を強調しながら、啓蒙主義的思想を信奉する古典主義者とみなしている。³⁴⁾」

32) K. Bähr, Vorwort zur 3. Ausgabe, in: Thibaut, a. a. O., S. LXXXIV f.

33) Ehmann, Der Thibaut-Behaghel-Kreis, S. 472 ff.; Polley, Teil 1, S. 96.

34) Ehmann, ebd., S. 475.; Polley, Teil 1, S. 61 f.

ティボーがケーニヒスベルクでカントの講義を聴き、イェナでシラーやゲーテと親交を結んだことはすでに紹介した。彼らの哲学ないし文学をつらぬく啓蒙主義的な秩序観は、法学にあっては近代自然法論として開花した。そこでの合言葉は「理性」であったが、これは方法的には「形式」の信奉として現われる。近代法学にしばしばみられる形式合理性こそは、〈純粋性〉概念の別名にほかならないのである³⁵⁾。

この意味での「純粋法学」の試みは、なにも二十世紀のケルゼンを待つまでもなく、すでに十九世紀の歴史法学的諸傾向のなかに現われている。たとえばサヴィニーは、ローマ法の純粋化作業の一環として、「概念による計算」に依拠した幾何学的・数学的法学の構築を宣言した³⁶⁾。皮肉にもこの仕方は、彼が批判した自然法論のそれにきわめて似ていたのではあるが。

サヴィニーのこうした試みが、『立法と法学に対する現代の使命について』で展開されたことはよく知られている。ところがこの「体系的方法」もしくは「概念的方法」は、ティボー自身の「純化主義」(Purismus)にも通じるものであるし³⁷⁾、なによりも『ドイツ一般民法典の必要性について』における「純粋法律数学」(reine juristische Mathematik)の提唱に応えたものなのである。ティボーが民法の法学的編成に関して次のように述べている個所に注目したい。

35) Thibaut, Über die sogenannte historische und nicht-historische Rechtsschule, in: Hans Hattenhauer (hrsg.), Thibaut und Savigny, München, 1973, S. 294.; Ehmann, Der Thibaut-Behaghel-Kreis, S. 474 f., 479.; Adolf Beck, Der 'Geist der Reinheit' und die 'Idee des Reinen', in: Goethe, Viermonatschrift des Goethe-Gesellschaft, Bd. 7, 1942, S. 160 ff. vgl., Polley, Teil 1, S. 104.

36) Friedrich Carl von Savigny, Vom Beruf unsrer Zeit für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft, in: Hattenhauer, a. a. O., S. 114, 110. 『サヴィニー・ティボー法典論義』長場正利訳, 『早稲田法学』別冊, 第一巻, 1930年, p. 86, 81.

37) Hans Kiefner, A. F. J. Thibaut, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Romanistische Abteilung, Bd. 77, 1960, S. 335.; Franz Wieacker, Privatrechtsgeschichte der Neuzeit, 2. Aufl., Göttingen, 1967, S. 390 ff. ヴィーアッカー『近世私法史』鈴木祿弥訳, 創文社, 1961年, p. 475 ff. vgl., Polley, Teil 1, S. 138. ティボーの「体系的方法」および「概念的方法」につき、稲福日出夫「ヘーゲルとティボー」『法哲学年報1982』p. 146 参照。

「しかしながら民法は、全体として人間の心、つまり悟性と理性にのみもとづいているので、それが個々の事情にしたがわねばならない局面はごく稀なものであろう。またたとえ統一の結果あちこちに少々の不便が生じようとも、この統一がもたらす無数の利益はそうしたあらゆる苦情に十二分に引き合うものである。民法の各編についてよく考えてみられたい。その多くはいわば一種の純粹法律数学であって、これに対してはいかなる特殊性もなんらかの決定的な影響を与えることはできない。たとえば所有権・相続権・抵当権・契約についての諸理論や、法律学の総論に該当するものがそれである。³⁸⁾」

法の統一は個別的事情に優先する、というのが『ドイツ一般民法典の必要性について』におけるティボーの主張であった。換言すれば、彼にとって、一般性ないし普遍性 (Allgemeinheit) は特殊性ないし個性 (Lokalität) を排除したうえで確立されるべきものであった。ティボーはその恰好のモデルを純粹数学に求め、法律学をこれに近づけようとした。彼の構想する「純粹法学」は、この意味でサヴィニーのいう「学問としての法律学」(Rechtswissenschaft) を先取りするものにほかならない。

さらにティボーは、立法に関して二つの要求を掲げている。すなわち、「立法は形式的にも実質的にも完全なること」、「立法はその諸規定を明確に・二義的にでなく・充実に編成すること」の二つである³⁹⁾。彼の立法論にみられるこのような形式合理性もまた、純粹性概念で置き換えることができよう。

ちなみに、ティボーはそれから十数年後に『音楽の純粹性について』のなかで、福音派の賛美歌集の統一を提唱することになる。ヴォールハウプターもいうように、これもまたもう一つの「法典編纂」(Kodifikation) の企てと解することができる⁴⁰⁾。

38) Thibaut, Ueber die Nothwendigkeit eines allgemeinen bürgerlichen Rechts für Deutschland, in: Hattenhauer, a. a. O., S. 87 f. 『ザヴィニー・ティボー法典論議』 p. 55 f.

39) Thibaut, ebd., S. 67. 『ザヴィニー・ティボー法典論議』 p. 31. 木村亀二「ティボーの立法論と現時の問題」『法学協会雑誌』四〇巻七号, 1922年, p. 59 f. 参照。

40) Thibaut, Über Reinheit der Tonkunst, S. XXII, 18, 25※ f. vgl., Wohlhaupter,

それはともかく、サヴィニーは立法と法学、つまり法の実践面と理論面を区別したが、ティボーにはそうした禁欲的態度はみられない。ティボーにとって〈法学の純粋性〉とは、立法と法学の双方に関わる根本的要請なのである。ちょうど〈音楽の純粋性〉が演奏と理論の両者に求められるように。

〈音楽の純粋性〉につき、排他的な分離性・様式の選別性・楽節の厳格性・演奏の無瑕疵性・自然性・倫理性、といった要素が挙げられることは前に紹介した。だがこれらの要素は音楽のみならず法についても当てはまるにちがいない。たとえば、法にとって不純なものとの分離、法の体系性、法規範の厳格性、法学の完全性、法の自然性と倫理性、といったようにである。

ケルゼンの純粋法学やサヴィニーの概念法学にみられる〈法学の純粋性〉志向の系譜は、こうして法学の「古典派」たる啓蒙主義的自然法論にまでさかのぼることができる。ティボーもまた古典派の一員であったというのは、この意味においてなのだ。

『音楽の純粋性について』は、たしかに古典派的な「体系」を護持しようとするものであった。けれどもすでにここに含まれている民謡論が、ヘルダーの『諸民族の声』を受け継ぐものであったように⁴¹⁾、ティボーの〈純粋性〉は、期せずしてロマン派の「歴史」観を照らし出す魔法の鏡ともなっている。

IV 詩人法律家として

ティボーをロマン主義者と呼ぶには些かのためらいがあるけれど、彼が一人の詩人法律家であったことはまちがいない。ティボーはドイツを代表する法学者でありながら、生涯にわたって音楽を愛し、シューマンを音楽の世界に送り出したのだから。

ここにいう〈詩人法律家〉(Dichterjurist)とは、オイゲン・ヴォールハウプターの用語である。彼はこの標題をもつ三巻本を著して、「詩と法」もしくは芸術と法の連関をテーマに、きわめて興味深い思想史的考察をおこなってい

a. a. O., S. 139.; Ehmann, Thibaut-Behaghel-Kreis, in: Archiv Für Musikforschung, Bd. 4, 1939, S. 38.

41) Benz, a. a. O., S. 346.

る。ここで主題的に取りあげられるのは、ゲーテを別格としても、ホフマン、アイヒェンドルフ、ハイネといった、いずれも法律学に見切りをつけて詩や文学の世界に飛び込んだ人々である。このかぎりでは彼の研究も、法律家から詩人への、よくある脱落あるいは昇華の物語といえないこともない。

だがこうした物語の「序曲」として、ヴォールハウプターは、「サヴィニーとクレメンス・ブレンターノ」「サヴィニーとアヒム・フォン・アルニム」「ティボーとロベルト・シューマン」と題した三つの出会いを描いている⁴²⁾。要するに、サヴィニーとティボーの兩人を詩人法律家の理想型として扱っているわけだ。

なるほどサヴィニーは、ロマン派の詩人たちとの交際や歴史主義への共感から、ハイネによって「パンデクテンの吟遊詩人」(Troubadour der Pandekten) とからかわれるほどであった⁴³⁾。またティボーとシューマンの関係については、すでに紹介したとおりである。当代随一の法学者として名声の高かったティボーとサヴィニーが、いずれも詩人たる資質を備えていたことはおもしろい。しかもこの二人には、法典論争時を頂点として、運命的な交流の歴史が認められるのである。

彼らの交際は、法典論争のはるか以前、1803年10月2日付のティボーの手紙にまでさかのぼることができる。これは初めてサヴィニーにあてたもので、近づきのしるしとして『パンデクテン法体系』を贈るという趣旨のものであった。ティボーがこれを出版するに際して、この七歳年下の学者の目がいかに気になる存在であったかがうかがえる⁴⁴⁾。

当時イェナ大学にいたティボーは、すでに著名な法学者としての地位を築き上げていた。一方サヴィニーは、マールブルクの新進の助教授として将来を囑望されていた。これ以降「二つの星」の軌道は運命に操られるかのように纏れあい⁴⁵⁾、ついに1814年の法典論争において衝突する。

42) Wohlhaupter, S. 3 ff., 97 ff., 120 ff.

43) Erik Wolf, Grosse Rechtsdenker der deutschen Rechtsgeschichte 4. Aufl., Tübingen, 1963, S. 471.

44) Polley, Teil, 1, S. 169.; Teil 3, S. 112.; vgl., Adolf Stoll, Friedrich Karl von Savigny, Bd. 1, Berlin, 1927, S. 105 ff.

45) ラートブルフは、軌道の交差する「二つの星」になぞらえてフォイエールパッハとサ

すなわち、1804年にマールブルク大学を辞めたサヴィニーを、ハイデルベルク大学はただちに招こうとした。ところがサヴィニーの側にはパリへの研究旅行という事情もあって、彼は代わりにティボーを推薦した。さらに1808年には今度はティボーがハイデルベルクの窓口となって、サヴィニー獲得に奔走している。だがこれも成功せず、結局サヴィニーは1810年に新設なったベルリン大学に落ち着いたのである⁴⁶⁾。

ところで、サヴィニーがハイデルベルクに来るのを妨害したのは、そのころ副学長職にあったティボー自身にほかならないとの噂があった。ティボーはこれを否定する手紙をサヴィニーに書いている。

「ハイデルベルクで任用されたいとの貴方の意向が持ち出されたとき、ライツェンシュタインはハイゼと私に対し、個別的に、互いに相談できないようにしたうえで、こう言いました。『この問題は難しいと思う。民法部門はすでに君たちで一杯だ。私は君たちを困らせたり傷つけるようなことは絶対にしない。』私たち二人は彼に言いました。『貴方は私たちを並の雇い人とみてはいけません。大学の利益は私たちにとって何にも優るものです。サヴィニー氏の獲得は何にもまして重要かもしれません。おそらく競争が起こるでしょうが、大学は競争によってのみ栄えるのです。したがって、大学が彼を獲得すべくあらゆる努力をするよう、私たちはせつにお願いします』と。⁴⁷⁾」

ヴィニーの関係を論じているが、実はここにはティボーの存在が深く絡んでいる。たとえば、次の個所を参照のこと。

『フォイエルバッハ氏は、法律家ティボーを運んできた同じ馬車でキールに送り出されていきます』と、カロリーネ・フォン・シュレーゲルは書き、サヴィニーは次のように予言した。『ティボーはイエナでフォイエルバッハより多くの幸運をつかむと思います』と。』

Gustav Radbruch, Paul Johann Anselm Feuerbach, 3. Aufl., Göttingen, 1969, S. 54. ラートブルフ『一法律家の生涯——P・J・アンゼラム・フォイエルバッハ伝——』菊池榮一他訳、東京大学出版会、1963年、p. 79. vgl., Otto Lenel (hrsg.), Briefe Savignys an Georg Arnold Heise, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Romanistische Abteilung, Bd. 36, 1915, S. 101.

46) サヴィニーは当初ハイデルベルク行きを望んでいたようで、「ハイデルベルク大学再建覚書」さえをも準備していた。この点につき、『ザヴィニー・ティボー法典論議』p. 18. 河上倫逸『法の文化社会史』ミネルヴァ書房、1987年、p. 76 頁参照。

47) Polley, Teil 2, S. 248.

要するに、サヴィニーの招聘に反対するどころかそれを要請したのだと、ティボーはいいたいのだ。彼はこれにつづけて、サヴィニー招聘のために予算措置を講じたこと、大学督学官ライツェンシュタインの失脚後には大公に直訴したこと、などを打ち明けている。いわば人事の秘密に触れてまで弁明に努めているのだ。しかも、このことは内密にしてほしい、とも付け加えている。ティボーがサヴィニーを忌避したという噂の真偽はともかくとして、こうした人事問題が両者の人間関係において長くしこりとして残ったのもまた事実である。

いずれにせよ、かりにサヴィニーがハイデルベルクにやって来たとしても、ティボーとの間がうまくいったとは思えない。のちに述べるように彼らの研究領域は密接に重なり合っており、まさにティボーを乗り越えるようにして、サヴィニーの歴史法学は形成されたからである。もっともハイデルベルクに二人が揃えば、あるいは法典論争は起こらなかったかもしれないのだが。

このことに関して先に挙げた手紙は、なお重要な意味もっている。というのも、あとのほうに次のような文面がみられるからだ。

「この二年来、私はふたたび学問に、とりわけ法史学に没頭しきっています。私はこの夏には、さしあたり自分の計画にしたがってですが、この学問を多くの喜びをもって研究しました。でもこの喜びは、政府のためにコード・ナポレオンの批判を作成せねばならなかったことで、ふたたび少しばかり曇らされてしまいました。⁴⁸⁾」

つまり1808年のこの時点で、ティボーは法の歴史的研究の立場からナポレオン法典の批判的検討を開始しているのだ。いうまでもなくこの視角こそは、六年後の法典論争の過程で、サヴィニーの歴史法学の立脚点として提示されたものである。

前にも触れたが、面白いことに両者の仕事には顕著な相関が認められる。たとえば、ティボーの『占有と時効』(1802年)とサヴィニーの『占有権論』(1803

48) ebd., S. 250.

年),『ドイツ一般民法典の必要性について』(1814年)と『立法および法学に対する現代の使命について』(同年),『パンデクテン法体系』(1802年)と『現代ローマ法体系』(1840—1849),といった具合である。

これはけっして偶然の一致ではあるまい。サヴィニーの『占有権論』が出たとき、これにいちはやく好意的な書評を寄せたのはティボーであったし、彼の法典編纂論が歴史法学樹立の直接の契機になったのも周知の事実である。またローマ法を基礎にした両者の「体系」志向も、十九世紀に始まった法学の学問化の流れのなかで捉えることができる。

ティボーは、サヴィニーの学者生活の節目ごとに、あたかも牽引車のごとき役目を担って登場する。もしもティボーがいなければ、歴史法学もなかったはずだ。だが今は結論めいた物言いをするべきではない。ここでは法典論争そのものには立ち入らないで、それ以後のティボーについてみておきたい。

「たしかに1814年頃からサヴィニーという輝かしい星が、ティボーという穏やかな光を凌駕した。しかしながら、ティボーの全盛時代がある意味で終わりを迎えたにせよ、彼は同時代人の見方からしても、依然として当時のドイツ法学の傑出した人物であったし、しかも、その有名なパンデクテン講義が学生に与える魅力はなおも高まるばかりで、世間的な名誉にも欠けることはなかった。⁴⁹⁾」

法典論争の勝者がティボーとサヴィニーのいずれであったかを論じても、それ自体はまったく意味がない。そもそも「法典論争」について語る時、これを1814年のしかも二つの論文にだけ限定する仕方そのものが、根本的に誤っているのだ。両者の論争だけを見ても、ティボーの側からすれば、サヴィニーのいう「歴史」や「体系」に対する疑義は、歴史法学の現実の進展の過程でますます深まっていったにちがいない。この論争の行く末を全体的に眺めるためには、少なくともフォイエルバッハやヤーコプ・グリムの立場を絡める必要があ

49) Gustav Parthey, Jugenderinnerungen, Bd. 1, Berlin, 1871, S. 312.; Wohlhaupter, S. 124.

るし、さらにいえば、ヘーゲルとガンスの見解もこれに加えなければならないだろう。

たとえばエドゥアルト・ガンスだが、彼はハイデルベルク時代のティボーとヘーゲルの弟子であり、やがてヘーゲルの後押しでベルリンのサヴィニーのもとに送られた法学者である。彼はヘーゲル法哲学の後継者として、歴史法学批判を展開することになるが、その一方ではサヴィニーの愛弟子たるグリム兄弟とも関わりをもつことになる。

このガンスが1824年に公刊した『世界史的発展からみた相続法』は、もちろん基本的にはヘーゲルの法哲学および歴史哲学の立場からのものではあるけれど、これは同時にフォイエルバッハによる「世界立法史のための叙述と理念」の構想を継承したものといわれる。しかもその冒頭には、「真の生ける法史学」についてのティボーの主張が引用されているのである⁵⁰⁾。

「世界立法史」(Weltgeschichte der Gesetzgebung) にせよ「真の生ける法史学」(die wahre belebende Rechtsgeschichte) にせよ、彼らの歴史観はたしかに普遍主義的なものであり、サヴィニーは「新法典に対する賛成論と反対論」において、ロマン主義的歴史主義の立場からそう批判している⁵¹⁾。

だがサヴィニーが法典編纂論者を非歴史的として一括したとき、ティボーは「いわゆる歴史法学派と非歴史法学派」を書いて、こうした決めつけに激しく反発した。法の歴史的研究が歴史法学派の独占物であるかのような傾向に我慢がならなかったからだが、ここには音楽史研究にもつうじるような、ティボー独自の歴史観に対する自負もあったことだろう⁵²⁾。

歴史法学とはいっても、グリムはともかくとして、サヴィニーの歴史主義は

50) Radbruch, a. a. O., S. 191. 訳, p. 287. Eduard Gans, Vorrede zum Erbrecht in weltgeschichtlicher Entwicklung, in: ders., Naturrecht und Universalrechtsgeschichte, Stuttgart., 1981, S. 156.; J. Braun, Schwan und Gans, Juristenzeitung, 1979, S. 769 ff.; Stoll, a. a. O., Bd. 2, S. 184 ff. vgl., Polley, Teil 1, S. 201.

51) Savigny, Stimmen für und wider neue Gesetzbücher, in: Zeitschrift für geschichtliche Rechtswissenschaft, Bd. 3, Heft 1, 1816, S. 3 ff., 11 ff., 大串兎代夫訳, 世界文学社, 1949年, 所収, p. 185 ff., 195 ff.

52) Thibaut, Nachträge zu seiner Schrift, in: Hattenhauer, a. a. O., S. 196.; Wohlhaupter, S. 139.

さほどロマン派的なものではない。むしろ彼は、批判の対象であったはずの自然法論と、その体系志向や歴史観を共有していた。見方を変えれば、古典派につづいてロマン派の音楽が登場したように、古典的・体系的な法学がかえってロマン的・歴史的な法学を準備した、とさえすることができる。いずれにせよ、古典主義とロマン主義の転換期にあつて、ティボーとサヴィニーの歴史認識に確たる相違があつたとは思えない。この意味でティボーの掲げた純粹性概念は、音楽においてと同様に、法学においても二つの時代を架橋する役目を果たしている。

このようにティボーはけっして時代から孤立していたのではなく、少なくともフォイエルバッハやガンス、そしてヘーゲルという強力な支持者をもっていた。にもかかわらず、ティボーは法典論争以後、鬱々とした日々を送っていたようだ。法学を捨てたわけではないものの、ますます音楽にのめりこんでいった。ヘンデルの肖像画を前にして、彼は死の直前までピアノを慰めに使っていたというが⁵³⁾、その神聖で孤独な場所は、かつてシューマンと合唱の夕べを催した、あの屋根裏部屋であつたにちがいない。

53) Neuer Nekrolog der Deutschen, 18. Jg., 1840, 1. Theil, Weimar, 1842, S. 560 f. vgl., Polley, Teil 1, S. 52.